

こども支援施設等設計業務プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、こども支援施設等設計業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる受託候補者をプロポーザル方式により特定するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務名

こども支援施設等設計業務

(2) 業務内容

別紙「建築設計業務委託特記仕様書」・「設計概要書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和3年3月31日まで

※この業務の履行期間は上記のとおりであるが、翌年度に予算を繰越したときは、業務期間を変更することとしている。なお、設計上想定している業務日数は450日程度である。

(4) 提案限度価格

36,565,100円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 実施方式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たす者であること。

(1) 資格要件

宇和島市における工事に関する調査、測量及び設計等業務（以下「建設コンサルタント業務等」という。）に係る競争参加資格の認定を受けている者で、建築関係建設コンサルタント業務に登録がある者。

※ 技術資料提出時において競争参加資格の認定を受けていない場合には、宇和島市競争参加資格申請書を添えて申し込むことができる。

(2) 地域要件

(1) による競争参加資格の認定を一級建築士事務所の登録がある愛媛県内の本店・支店・営業所等で受けていること。

(3) 実績要件

過去10年間に、同種(類似)業務の履行実績を有すること。

同種(類似)業務：木造、延床面積700㎡以上の公共施設に係る新增築設計業務

(4) 技術者要件

配置予定技術者は、一級建築士の資格を有すること。

(5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(6) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更正手続開始の申立てがなされていないこと(民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更正計画認可の決定を受けている者を除く。)

(7) 宇和島市建設工事等請負業者選定要綱(平成17年告示第12号)に基づく入札参加資格の認定を受けている者であること。

(8) 宇和島市建設工事等入札参加資格停止措置要綱(平成17年告示第97号)に基づく入札参加資格停止措置を受けていない者であること。

5 実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施する。

1. 公募型プロポーザル実施の開始	令和3年 1月 8日(金)
2. 実施要領等に関する質疑受付	令和3年 1月22日(金)まで
3. 実施要領等に関する質疑回答	令和3年 2月 1日(月)まで
4. 参加申込書の提出期限	令和3年 2月 3日(水)まで
5. 参加資格の審査結果の通知	令和3年 2月 8日(月)
6. 提案書等の提出期限	令和3年 2月15日(月)
7. プレゼンテーションの実施	令和3年 2月下旬 予定
8. 審査結果の通知	令和3年 3月上旬 予定
9. 契約の締結	令和3年 3月上旬 予定
10. 審査結果の公表	令和3年 3月上旬 予定

6 参加手続

(1) 実施要領等の配布

① 配布期間

令和3年1月8日(金)から令和3年2月15日(月)まで

② 配布方法

宇和島市ホームページに掲載するほか、担当部署 教育委員会教育総務課において配布する。

(2) 質問の受付及び回答

① 実施要領等に係る質問は、「こども支援施設等設計業務プロポーザル質疑書

(様式1)」によるものとし、担当部署 教育委員会教育総務課に電子メールにより提出すること。なお、提出後には必ず電話により受信確認を行うこと。

宇和島市教育委員会教育総務課

E-mail : kyoiku@city.uwajima.lg.jp

電話番号:0895-24-1111 (内線 2710)

- ② 提出期限
令和3年1月22日(金) 17時まで
- ③ 回答方法
令和3年2月1日(月) 17時までに宇和島市ホームページに掲載する。

(3) 参加申込書の提出

- ① 提出書類
 - ア 参加申込書(様式2) 1部
 - イ 設計事務所の概要(様式3) 1部
 - ウ 設計事務所の実績(様式4) 1部
 - エ 配置予定の管理技術者の資格・業務経験及び手持ち業務(様式5) 1部
- ② 提出期限
令和3年2月3日(水) 17時まで
- ③ 提出場所
〒798-8601 宇和島市曙町1番地
宇和島市教育委員会教育総務課
TEL : 0895-24-1111 (内線 2710)
- ④ 提出方法
持参又は郵送(提出期限必着とする。)
※コロナウイルス感染症拡大の状況により持参不可とする可能性がある。
- ⑤ 参加資格確認結果
参加申込書提出者に対し、参加資格審査結果を文書にて通知する。

(4) 技術提案書等の提出

本プロポーザルの参加者は次により技術提案書等を提出するものとする。

別紙1「こども支援施設等設計業務技術提案書作成要領」参照

- ① 提出書類
 - ア 技術提案書(様式A-1、A-2、A-3)
 - イ 見積書(様式6)
 - ウ 設計工程計画書(様式7)
- ② 提出期限
令和3年2月15日(月) 17時まで
- ③ 提出場所
〒798-8601 宇和島市曙町1番地

宇和島市教育委員会教育総務課
TEL：0895-24-1111（内線 2710）

- ④ 提出方法
持参又は郵送（提出期限必着とする。）
※コロナウイルス感染症拡大の状況により持参不可とする可能性がある。
- ⑤ 提出部数
1 2 部

(5) プレゼンテーションの実施

提出された提案書等についてプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

- ① 実施日時・場所（予定）
日時：令和3年2月下旬
場所：宇和島市役所内 会議室
- ② 所要時間（予定）
プレゼンテーション：15分以内
質疑応答：10分程度
- ③ その他
 - ア プレゼンテーションの順番については、原則、提案書等を受け付けた順とする。
 - イ プレゼンテーションでスライドやパワーポイント等を使用する場合は、事前に報告し、使用するパソコン等の機器は各参加者で用意し、プロジェクター及びスクリーンは市で用意する。プレゼンテーション時の説明に際しては、提出した技術提案書のみを使用とします。ただし、提出した技術提案書以外の資料を使用したり、模型等を使用した場合は減点、失格となる場合があります。
 - ウ プレゼンテーションの出席者は3名までとする。
 - エ コロナウイルス感染症拡大の状況により実施方法が変更となる可能性がある。
 - オ 詳細については、後日、別途通知するものとする。

7 受託候補者の特定

- (1) 審査方法
審査は、別に設置するこども支援施設等設計業務プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）が、提出された提案書等とプレゼンテーションの内容を評価基準に基づき審査する。
- (2) 評価項目及び評価内容
別紙2「こども支援施設等設計業務プロポーザル評価基準」のとおり
- (3) 受託候補者の特定
審査の結果、最も優れた提案として評価した者を受託候補者として特定する。

ただし、受託候補者はあらかじめ定めた最低基準点を満たしている者とする。なお、参加業者が1者でも審査を行い、最低基準点を満たしていれば受託候補者として特定する。

8 審査結果

審査結果は特定後、参加者全てに文書で通知するものとする。なお、審査結果等についての異議申し立ては受け付けない。

9 審査結果の公表

審査結果は、宇和島市ホームページにおいて公表する。

なお、公表の内容は以下のとおりとする。

- ① 受託候補者の名称
- ② 全参加者の名称（五十音順）
- ③ 全参加者の点数（得点順）

※参加者が2者の場合、次点者の点数は公表しない。

10 契約に関する事項

受託候補者と市が協議し、業務委託に係る仕様書を確定させたいうで契約を締結する。仕様書の内容は提案された内容が基本となるが、受託候補者と市との協議により必要に応じて内容を変更したうで契約を締結するため、契約金額が本プロポーザル時に提出した見積額と異なる場合がある。なお、受託候補者と市との間で行う仕様書の確定について、協議が整わなかった場合には、審査結果において順位が次点の者と協議を行うこととする。

11 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は返却しない。
- (2) 市から指示がある場合を除いて、提出後の差し替え、記載内容の変更及び追加資料の提出は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。

12 留意事項

(1) 失格事項

参加申込書、提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提案書類の全てを無効とし、その者を失格とする。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

- ⑤ 説明会又はヒアリング等を開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
- ⑥ 見積金額が実施要領に示す提案限度価格を超える場合
- ⑦ 実施要領等に違反すると認められた場合
- ⑧ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合

(2) その他留意事項

その他の留意事項は次のとおりとする。

- ① 提案書等の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、参加者の負担とする。
- ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。
- ③ 複数の提案はできない。
- ④ 参加申込書の提出後又は提案書等の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに書面（様式8）を提出すること。
- ⑤ 提案書の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属する。ただし、市が受託候補者の特定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。また、情報公開請求があった場合は、宇和島市情報公開条例（平成22年条例第25号）に基づき公開する場合がある。

13 担当部署・問い合わせ先

所在地：〒798-8601 愛媛県宇和島市曙町1番地

担当部署：宇和島市教育委員会教育総務課 担当 稲田

電話番号：0895-24-1111（内線2710）

FAX 番号：0895-22-5058

E-mail：kyoiku@city.uwajima.lg.jp